

銀座松竹スクエア公開空地利用に関する利用規約

一般社団法人東銀座エリアマネジメント

2023 年 1 月 24 日制定

1. 総則

- (1) この規約(以下「本規約」といいます)は、一般社団法人東銀座エリアマネジメント(以下「当法人」といいます)が運営管理する「銀座松竹スクエア公開空地」(以下「当施設」といいます)のイベント等を目的とした利用について定めるものです。
- (2) 当法人は、いつでも本規約を変更することができるものとし、当施設の利用者(以下「利用者」といいます)は、これに予め同意するものとします。本規約を変更する場合、当法人は変更後の内容及び効力発生日について、1週間以上の周知期間を設けて当法人のウェブサイト上で表示をすることにより周知し、本規約の変更は、効力発生日より効力を生じるものとします。

2. 審査及び承認について

- (1) 当施設の利用希望者は、本規約の内容を理解し同意した上で、当法人所定の「銀座松竹スクエア公開空地利用申込書」(以下「申込書」といいます)を当法人事務局宛てに提出してください。当法人が審査を行い、審査及び承認を得たイベント等についてのみ利用することができます。
- (2) 当施設は東京のしゃれた街並みづくり推進条例の指定を受けた公開空地であり、ご利用にあたり東京都指針に基づいた制限がございます。利用内容については東銀座地域の賑わい創出に資するコンテンツを含む必要があります。尚、賑わい創出とは以下を意味するものとします。

「東銀座地域への幅広い客層の来客増や街の回遊増を見込め、街全体の活性化に寄与できること」

例: 街の魅力や文化などの紹介及び情報発信

地元商店・企業・街の賑やかし施設の紹介やコラボレーション及び情報発信

来街者の増加、来街機会の創出に寄与するイベントの実施等

3. 利用期間

- (1) 利用期間とは、当施設においてイベント開催の準備を開始する時間から、イベント終了後に原状回復作業を完了し当施設から退出する時間までの期間を含みます。尚、原状回復とは、利用開始前と同じ状態に戻すことをいいます。
- (2) 当施設の利用可能時間は 7 時～22 時とし、本項規定外の時間については別途相談に応じます。
- (3) 利用期間は事前にお申し込みいただいた時間内での利用を厳守してください。

4. 施設及び設備などの利用について

- (1) 利用者がイベント開催のために利用することができる範囲は、当法人が予め定めた区画内に限ります。
- (2) 当施設、設備及び貸出備品等は当法人が事前確認し、利用者は利用方法、利用時間、利用料金及び支払方法、利用期間、その他に関して全て当施設の定めに従うものとします。
- (3) 連日開催の場合の夜間残置については当法人の指示に従うものとします。当法人の許可を得て残置する場合は、利用者の費用負担と責任において当法人の指定する警備会社を手配します。規定

の警備手配がない場合は作業が出来ません。尚、設備・什器類の夜間残置は禁止とします。

- (4) イベント運営に対する警備については、当法人指定はありません。
- (5) 当施設及び当施設周辺における来場者の誘導について、利用者は当法人が指示する方法に従って行い、来館者・来場者及び周辺歩行者に事故その他一切の迷惑を及ぼさないように常に万全の配慮をしなければなりません。
- (6) 利用者の責任者は利用期間中、当法人関係者からの連絡を受けられる状態にし、また、利用者による荷物の発送及び受取りは、利用時間内に利用者が責任を持って受取ることとします。
- (7) 利用者は、常に善良な管理者の注意をもって当施設を利用し、利用者の顧客及びその他第三者の安全確保に努め、全て自らの責任と費用において運営、必要な全ての事前準備及び利用終了後の原状回復作業を行ってください。
- (8) 利用者は、当施設の利用にあたり、本規約を含む当施設に関するその他規約及び関係法令に定める事項を遵守するとともに、作業員等関係者、お客様等に対しても遵守させて下さい。

5. 利用料金及びキャンセル料について

- (1) 利用料金は【別紙1】に定める金額の通りとします。
- (2) 利用料金の他、実費等が発生した場合は別途請求いたします。
- (3) 天災地変等の不可抗力事由による場合を除き、申込書提出後のキャンセル(日程変更を含む)について、利用者は、支払予定であった利用料金より本規約5. 利用料金(5)に定めるキャンセル料を当法人に支払うものとします。なお、支払方法は次項に準じます。
- (4) 利用料金は、当法人が発行する請求書に基づいてイベントの5営業日前までに当法人が指定する口座への振込をお願いします。(振込手数料はご利用者様負担と致します)
- (5) キャンセル料は、予約成立をもって発生するものとし、当法人は利用者に対し、利用開始日までの日数に応じて以下のキャンセル料を請求します。
また、この他に当法人が被った損害についても利用者に対し請求することが出来ます。

- ① 15～30 営業日前まで ご利用料金の 20%
- ② 14～5 営業日前まで ご利用料金の 50%
- ③ 0～5 営業日前まで ご利用料金の 100%
- ④ 利用期間中のキャンセルはご利用料金の 100%

6. 利用制限

- (1) 利用者は、当法人があらかじめ許可した使用会社を除き、第三者に当施設の利用権の全部または一部を譲渡あるいは転貸する事はできません。
- (2) 利用者は、以下各号に該当する行為をしてはならず、また、イベント来場者その他第三者に行わせてはならないものとします。尚、以下各号に関する内容については、イベント開催中だけに限らず設営撤収中においても対象とし、利用者がこれに違反した場合、当法人は直ちに利用制限及び利用中止を指示することができ、今後一切の利用資格を剥奪するとともに、当施設または第三者に発生した一切の損害につき賠償を請求するものとします。
 - ① 申込書記載の内容と異なる利用をすること。

- ②申込書に虚偽の内容を記載すること、または当法人の求める必要書類の提出に応じないこと。
- ③管理上または風紀上好ましくないと当法人が判断した行為。
- ④当法人の許可のない申込書記載内容以外の作業や催事行為（印刷物の掲示・配布、募金行為、販売行為、各種勧誘等を含むがこれらに限られない）。
- ⑤虚偽、誇大、不正確、詐欺的なものまたは、いわゆる不良商法とみなされるおそれがあると当法人が判断した行為。
- ⑥関係法令または関係官公庁の指示に違反・抵触するおそれがあると当法人が判断した行為。
- ⑦当法人の許可なく盲導犬、介助犬、聴導犬以外の生体を持ち込むこと。
- ⑧危険物を持ち込むこと。
- ⑨火気の使用及び調理を行うこと。但し、行政機関の許可及び当法人の事前承諾を得た場合は、この限りではない。
- ⑩食品衛生法に抵触するもの、食品表示ラベル未記載のものを販売すること。
- ⑪当法人の基準を上回る音量、振動、悪臭の発生など、周囲に迷惑または不快感を及ぼすおそれがあると当法人が判断した行為。
- ⑫指定の場所以外で飲食、喫煙をすること。
- ⑬当施設を汚損破損するおそれのあるイベントを実施すること。但し、養生等を実施することにより、当法人が問題ないと判断した場合のみこの限りではない。但し、養生等を実施したにもかかわらず発生した汚損破損については、利用者が責任をもって原状回復をする。
- ⑭壁、床、器具、植栽、その他当施設及び備品の一切に対し、落書き、損傷及び破壊等これらを汚損する行為。また、建物、付帯設備、植栽への釘打ち、画鋲打ち及びガムテープ・セロハンテープを含むすべてのテープ類の使用をすること。但しテープ類に関しては原状復帰が可能な場合はこの限りではない。
- ⑮過剰な動員、及び当施設の指定重量を超えるおそれがある重量物等を設置すること。
- ⑯避難導線、点字ブロックを塞いだ配置計画で実施すること。但し、誘導スタッフによって適切に歩行者誘導ができる場合はこの限りではない。
- ⑰当施設に付設している広告媒体やサイン類の視認を妨げる什器・広告物を配置すること。
- ⑱通行者の快適性及び、心身の健康に支障をきたす演出をすること。
- ⑲博打もしくは富くじの販売等、社会通念に逸脱する企画を行うこと。
- ⑳当施設利用者及び関係者等が、当施設利用後に飲酒運転を行うこと。また、未成年、当施設利用後に運転を行う者に飲酒を勧めること。
- ㉑当法人及び当法人の保有する画像・名称・連絡先等を無断で使用する。
- ㉒本規約各条項に違反する行為。
- ㉓その他管理・運営上、不適當であると当法人が認めた行為。

7. 関係官公庁への届出等

- (1) 利用者は、当施設を利用するに当たって法令に定められた事項を、利用者の責任と負担において所轄の関係官公庁に届出を行い、官公庁の指示に従ってください。この場合、利用者は常に届出内容及び官公庁から受けた指示内容を直ちに当法人に報告してください。
- (2) 官公庁への届出内容につきましては、許可された諸届出の写しを申込書と同時に提出ください。

【京橋消防署】〒104-00031 東京都中央区京橋 3-14-1 TEL:03-3564-0119

【中央区保健所】〒104-0044 東京都中央区明石 12-1 TEL:03-3541-5936

【中央区役所】〒104-0045 東京都中央区築地 1-1-1 TEL:03-3543-0211

8. 安全管理等について

- (1) 利用期間中は、利用者側の責任の下に防災・防犯等の安全管理を行ってください。また、利用中は利用責任者または代理人を必ず常駐させるようにしてください。
- (2) 利用者は来場者や関係者の安全のために、非常時に備えて、非常口、防災設備の位置や利用方法等予め確認し、作業員等関係者に対して周知徹底してください。
- (3) 地震及び火災その他の非常事態が生じた場合に対処するため、利用者は消防署その他の関係諸官庁へ提出した書面に記載された事項を把握しておかなければなりません。
- (4) 地震及び火災その他の非常事態が生じ、関係諸官庁から特別な指示があった場合、利用者は自らの責任でこれに従い対処するものとします。また、当法人及び指定業者の指示に従わなければなりません。
- (5) 利用者は当法人と連絡・調整を図りながら、当施設とその周辺に対する秩序維持、来場者の整理・誘導、作業員等関係者の管理・監督を行って下さい。
- (6) 当法人が警備及び誘導體制について協議あるいは措置が必要と判断した場合には、利用者は事前に当法人と協議をしたうえで、当法人の指示に従ってください。この場合、警備・お客様の整理・誘導等は利用者の負担と責任において、当法人あるいは利用者の警備員を配備するものとします。
- (7) 避難経路、避難口付近の荷物、備品、機材について、防災・防犯上必要と当法人が判断した場合は、利用中であっても移動していただく場合がございます。

9. 装飾及び販促物配布等

- (1) 利用者は当施設を利用するにあたり、周辺環境と調和した美観の維持に努めてください。
- (2) 装飾・販促物等については事前に当法人に提出・承認されたもののみ掲出できます。

10. 撮影及び放映等

- (1) 利用者は当施設及び近辺にて録画・録音又は撮影(以下、「撮影等」という)をするときは、撮影等の目的、使用する器材について当法人に申し入れ、事前承諾を得てください。
- (2) 利用者は撮影等によって制作した映像もしくは画像(以下、「映像等」という)の放映、放送、配信、出版、商品化など(以下、「放映等」という)を希望する場合、事前にその詳細を当法人に申し入れ、当法人の事前承諾を得なければなりません。映像等を二次使用する場合も同様とします。
- (3) 利用者は映像等の放映等を行う場合、当施設の景観及び広告物の映像に変更、削除その他の改変を加えることはできず、これらの告知の内容及び方法は、利用者と当法人の協議によって定めます。
- (4) 利用者は当法人の承諾を得た場合に限り、第三者に映像等の放映等の権限を譲渡し、又は放映等を許諾することができます。この場合、第三者に本条の定めを厳守させてください。
- (5) 利用者はイベント参加者の肖像権及び個人情報等の扱いに留意するものとし、その一切の責任を負うものとします。

11. 搬入・搬出・設営・撤去について

- (1) 搬出入ルートは当法人指定の方法によるものとし、養生する等して当施設を汚損・毀損しないよう対策を施してください。万一、利用者の責に帰すべき事由により当施設に汚損・毀損等の損害が生じた場合、一切の損害を賠償していただきます。
- (2) 設営・撤去の際は音量に十分ご注意ください。当施設内外からクレームがあった場合、利用を中止していただく可能性がございます。
- (3) 安全への配慮をお願いいたします。
- (4) 搬入・搬出・設営・撤去時に当施設周辺の路上に車両を絶対に駐車しないで下さい。
- (5) 当施設への荷物の発送及び一時預かりは、当法人までご相談ください。
- (6) 電源使用の場合は事前に当法人までご相談ください。
- (7) 搬入・搬出以外の駐車場利用は当法人までご相談ください。

12. 利用後について

- (1) 利用後は利用前の状態まで原状回復し、当法人または当法人の指定する者の確認を受けてください。原状回復に不足がある場合、当法人が原状回復(撤去・処分等を含む)を行い、原状回復に要した実費を利用者が負担するものとします。
- (2) 利用にあたり、発生した残材やゴミ等は、すべてお持ち帰りください。
処分のご希望があれば下記へご連絡ください。
松竹サービスネットワーク株式会社
TEL:03-5550-1374
- (3) 最終確認後であっても、釘その他身体に危険を及ぼす恐れのあるものの残置など原状回復に問題(隠れた問題も含む)があって、これにより当法人、その他第三者が損害を被った場合は、利用者はその損害を賠償するものとします。

13. 当法人の権利保護

当法人及び当施設周辺の施設地権者や中央区等と競合する企業等の利用、及び当法人の権限を侵害するおそれがある申入れ等が利用者からあった場合、当法人の意向が第一優先されることを、利用者は異議なくこれを了承していただきます。

14. 免責及び損害賠償

- (1) 利用によって、当施設、来場者、その他第三者が損害を受けた場合の一切の損害賠償を含め、一切の責任は利用者が負うものとします。ただし地震・火災・風水害等の災害、疫病流行等の不可抗力、法令の改廃、制定、諸設備の故障、偶発事故、その他当事者のコントロールの及ばない原因により損害が発生した場合は当法人と利用者はいずれも相手方に対して損害賠償の請求をしないものとします。ただし、金銭債務の履行についてはこの限りではありません。
- (2) 利用期間中(準備・撤去を含む。以下同じ。)に当施設内において生じた盗難・破損等すべての事故について、当法人は一切の責任を負いません。利用期間中に当施設及び、その設備・備品等を損傷または紛失した場合は、利用者はその損害額を賠償する責任を負うものとします。利用期間中に利用者が当施設内に持ち込んだ物品または現金ならびに貴重品については、利用者の責任において管理するものとし、当法人はその損害を賠償いたしません。

- (3) 利用期間中において発生した事故については、利用者自身のみならず関係業者や来場者の行為であっても、すべて利用者が責任を負うものとします。
- (4) 利用者は、利用者の責任と負担において必要な損害賠償保険、傷害保険、イベント中止保険等の各種保険への加入をお願いいたします。

15. 提出書類

当法人が必要と判断した場合は、利用者に対し、会社案内、現在事項証明書、本人確認書類等、当法人が指示する書類の提出を求めることができ、利用者はこれに従わなければなりません。

16. 反社会勢力に関する事項

- (1) 利用者は、暴力団、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、その他反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という)ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、利用者が団体の場合は団体の役員(代表者、役員または実質的に経営を支配する者を含む)が反社会的勢力の構成員またはその関係者ではないことを表明し、保証するものとします。
- (2) 利用者は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明し、保証するものとします。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の名誉や信用を毀損し、業務を妨害する行為
 - ⑤ 反社会的勢力等に名義を利用させる行為
 - ⑥ その他前各号に準ずる行為
- (3) 利用者及びその関係者が前二項の表明・保証に違反したとき、銀座松竹スクエアのテナント各社または他の来場者に支障が出ると当法人が判断した際は、当法人は何らの通知・催告その他の手続きを要せずに、直ちに当施設の利用を中止することができ、かつこれにより生じた損害の賠償を請求することができます。

17. 注意事項

- (1) 当日の変更等の連絡は、当法人までお願いします。
- (2) 本規約の各条項の他、当法人が別途提示した注意事項についても遵守いただきますようお願いいたします。

18. その他

- (1) 本規約に定めのない事項等につきましては別途相談に応じます。
- (2) 本規約に関する訴訟に関しては、東京地方裁判所に第一審の専属的合意管轄が存することとします。
- (3) 当法人は、利用者と協議の上、当法人の活動記録として、イベントの様様を写真撮影、SNS への投稿等が出来るのものとします。

以上